

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第95号



突然のセールス電話や訪問販売を 断るには？～対策方法を紹介します～

対策方法Q&A

活用しよう便利な機能

Q 断り方のポイントは？

A 理由を言わずに断ることがポイントです。はつきりと「いらない」「興味がない」だけを繰り返しましょう。こちらがどんな理由で断ろうとしても、相手は強引に契約を取り付けようとしてきます。

■固定電話

「ただいま電話に出ることできません。お名前やご用件をお話しください」などのメッセージが流れます。家にいる時でも常に留守番電話にしておきましょう。

■迷惑電話防止機能

「この通話は録音されまます」と最初に流れ、相手との会話を録音します。

■電話番号表示機能(ナンバー表示)

着信した相手の電話番号を表示する機能で、電話会社へ申し込みをして使用する有料のサービスです。(NTTで高齢者無償化受け付け中)

■インターネット機能

室内から訪問者の顔をモニターで確認できます。

■録画機能

留守中の来訪者の顔が録画されます。

相談事例紹介

通っていた脱毛エステが倒産した！

今月の相談

1年前に契約して6回通った脱毛エステ店が最近倒産した。契約したコースは30万円で4回の施術を受ければその後はずっと無料で通い放題というものだった。代金は36回払いでの支払い済みだが、今後も支払わなくてはならないか。

この相談者のケースでは、有料分の施術回数(4回)を受けた状態で支払いが済んでいたため、信販会社に残債を支払う必要があると回答しました。有料分の施術が終了していない場合は、信販会社に請求停止を求める書面を提出しますが、実際には返金されない場合が大半を占めます。また、他の店でサービスが引き継がれる場合でも、施術の回数が制限されたり、追加料金が発生したりすることもあります。

脱毛エステの契約は、長期間・高額になることが多いため、契約内容を十分理解した上でサロンやクリニックを選びましょう。

【脱毛エステ契約時のポイント】

- ▼「今だけ特別割引」「業界最安」「永久保証」などの広告に惑わされない。
- ▼契約内容を理解するまで説明を受け、特に分割払いの場合は、金額・回数をよく確認する。
- ▼肌に合わない、引っ越しなどで通えなくなる場合の中途解約条件を特に確認しておく。
- ▼心配であれば1回ごとに支払う「都度払い」ができる店や「コースを選ぶ」。

エステの契約は、契約書面を受け取って8日間はクーリング・オフ(無条件の契約解除)ができます。また、利用期間が1カ月を超えて総額が5万円を超える契約であれば中途解約ができます。トラブルが発生したら契約書を持参の上、消費生活センターに相談してください。

問 幕別町消費生活センター(☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	役場1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

年配の女性から「**どんなものでも買い取ります**」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか**」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。

怖くなつて、亡くなつた夫の金歯やネックレスなどを探して渡してしまった。それを探している間に、**買取書**のチェック欄に**勝手に記入**され、近くに置いていた印鑑で**捺印**までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。
(70歳代)

貴金属はないか?



©Kuroasaki Gen

貴金属の 買い取りが目的!? 強引な訪問購入に注意

ひとこと助言

売るつもりがなければ
見せないで!



見守るくん

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めるることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができる、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。